

安保法制違憲訴訟原告準備書面（9）

（駆け付け警護等及び武器等防護について）

を読む

2018年6月20日

第5回原告読書会

堀 康廣

国家賠償の請求の原因として、駆け付け警護等及び武器等防護を追加する。

第1 はじめに

1 新安保法制法の駆け付け警護・武器等防護の違憲性と危険性

新安保法制法が適用された。

- 国連平和維持活動協力法に新設された「駆け付け警護」の任務が、2016年1月15日の閣議決定によって、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）に派遣されている自衛隊の部隊に付与
- 武器等防護（自衛隊法95条の2）のため、2017年5月1日から3日までの間、防衛大臣により、海上自衛隊の護衛艦2隻による米海軍の補給艦の警護が命じられた。

駆け付け警護の規定及び外国軍隊の武器等防護の規定は、上記適用事例で分かるように、いずれも日本が武力の行使をし又はその具体的危険を生じさせるものとして憲法9条に違反するものである。

2 原告らの権利侵害

憲法改正・決定権を侵害して、駆け付け警護と武器等防護の規定が制定・施行・適用され、これらの規定の実施は、自衛隊の武力の行使に至る現実的危険を生じさせたものとして、平和的生存権及び人格権の侵害が現実化した。

3 請求の原因の追加

原告は、本件損害賠償請求の原因として、以下のとおり追加して主張する。

第2 国連平和維持活動協力法の「駆け付け警護」等の違憲性

1 改正された国連平和維持活動協力法の内容

（1）改正された主な点

- ① 「国際連合平和維持活動」のみならず、「国際連携平和安全活動」への参加も可能
- ② 「安全確保業務」や「駆け付け警護」等を国際平和協力業務として認める
- ③ 任務遂行のための武器の使用等を可能にする

- (2) 国際連携平和安全活動とは、国連が統括しない有志連合による平和維持活動である。国際平和協力業務は国際連合平和維持活動（国連 PKO）と同じである。
- (3) 「安全確保業務」とは、住民保護・治安維持活動のことである。「駆け付け警護」とは、NGO や他国の部隊等の PKO 活動関係者が敵対勢力等に襲われた場合にその侵害や危難から救出する等の業務である。安全確保業務等及び駆け付け警護の実施には、紛争当事者や受入国の同意が必要である。
- (4) 改正前はいわゆる自己保存型の武器使用しか認められてこなかったが、改正後はいわゆる任務遂行型の武器使用が容認された。
- (5) 宿营地共同防護が可能とされた。

2 改正された国連平和維持活動協力法の違憲性

- (1) 従来の武器の使用は「いわば自己保存のための自然権的権利」であるから違憲ではないと説明し、「…任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況によりまして国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになりまして、このような武器の使用は憲法 9 条で禁止された武力の行使に当たるという疑いを否定することができない」（1996 年 5 月 7 日参議院内閣委員会内閣法制局第 1 部長答弁）などと説明し、これを認めてこなかった。
- (2) ところが、今般、政府は次のように説明する。「武力の行使」とは国際的な武力紛争、すなわち国又は国に準ずる組織の間での武力を用いた紛争の一環としての戦闘行為をいうとの解釈にたち、PKO 参加 5 原則が満たされ、派遣先及び紛争当事者の受け入れ同意が確保されているから、自衛隊が国家又は国家に準ずる組織に敵対することはないから、武力の行使を行ったと評価されることはなく、憲法 9 条との関係で問題となることはない。
- (3) しかし、強力な武器使用が不可欠である。「任務遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況により国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになり」「このような武器の使用は憲法 9 条で禁止された武力の行使にあたるという疑いを否定することができない」のである。
- (4) 国連平和維持活動は、国連安全保障理事会の決議で、その主要任務が住民の保護とされ、任務遂行のための武力行使の権限が認められている。PKO 参加 5 原則はもはや厳密には遵守できないし、「国または国に準ずる組織が登場することはありえない」という状況ではない。

* PKO 参加 5 原則

- ① 紛争当事者間で停戦合意が成立している
- ② 受入国を含む紛争当事者のすべてが、当該 PKO 及び日本の PKO への参加に同意している
- ③ 当該 PKO が中立の立場で行われる
- ④ これらの 3 つのいずれかが満たされないこととなった場合の撤収

⑤ 武器の使用は、要員の生命等の防護に必要最小限度のものに限る

(5) 安全確保業務等や駆け付け警護を行う場合、今日のPKOの現実を踏まえれば、それは武装勢力等との武力衝突を招き、さらに武力の行使へと発展する可能性が極めて高く、明らかに憲法9条に違反する。

(6) 宿营地共同防護の問題

ア 任務遂行のための武器使用という位置付けではないが、自己保存のための自然権的権利として小型武器を用いるのとは全く異質のもので、武器使用の範囲を一挙に広げる。しかも、共同して武器を使用するのは外国の軍隊であり、その武力の行使の一環として、又は武力の行使を連携し、一体となって武器を使用することになる。憲法9条で禁止された武力の行使に該当する。

イ 南スーダンPKOにおいて、2013年12月に発生した武力衝突の際、警備施設強化命令が出され、「火網の連携」が示されたが、違憲の武力行使にあたりとされていたため、実行されなかった。今回、これを可能にしようとしたものである。

3 国連PKOの変質と駆け付け警護等

(1) 国連PKOは、もともとは地域紛争の停戦合意後に、紛争の再発を防止し、平和の維持・回復を促進するために、非武装の軍事監視団や軽武装の平和維持軍によって行われる活動である。その活動の3つの基本原則として、①紛争当事者の同意 ② 公平性 ③ 自衛以外の武力不行使原則 がある。

(2) 国連PKOはその都度紛争に対応して弾力的に設立され、その活動範囲や任務を拡大してきた。冷戦崩壊後は、各地で内戦が多発し、その任務も拡大された。

国連PKOの3つの基本原則は、今日では以下のように理解されている。

① 同意とは、主要な紛争当事者の同意を指し、完全な同意とは言い難い場合も含まれる。

② 公平性とは、中立性を意味するのではなく、国連PKOはいずれの紛争当事者に対しても偏見なくその任務を遂行しなければならないとの意味。

③ 自衛以外の武力の不行使原則は、当初は、要員の生命・身体の防衛のための武力行使にのみが自衛のための武力行使であると考えられていたが、任務の遂行を確保するための武力の行使も自衛に含まれるとされるようになっていく。

(3) 一般市民に対する脅威や和平プロセスへの妨害が頻繁にみられる地域に派遣される現代の国連PKOには、そうした妨害を抑止し、一般市民を守るために、予防的な武力の行使を含め、「あらゆる手段をとる」ことを認める強力な任務が与えられるようになった。

(4) 現在の国連PKOは、1992年に制定された国連平和維持活動協力法が前提としていたかつてのPKOではない。安全確保業務等や駆け付け警護、そしてその任務遂行のための武器使用を認められた自衛隊の部隊等が参加してその任務を遂行しようとするとき、敵対する勢力との戦闘に直面し、交戦状態に陥り、否応なく互いに殺傷を

余儀なくされる事態に至る危険は、極めて大きい。そして、その敵対する相手方は、「国又は国に準ずる組織」であることも避けられない。

第3 南スーダンの実態と改正国連平和維持活動協力法適用の違憲性

PKO参加5原則が満たされる条件など、到底存在しない。南スーダンは内戦状態、戦争状態にあり、国連PKO（UNMISS）は、南スーダン政府軍とも反政府軍とも対立して武力の行使をせざるを得ない状況であった。それは明らかに、「国又は国に準ずるもの」との交戦である。

1 南スーダン派遣部隊への新任務等の付与

2016年11月15日、国連南スーダンPKOに派遣する自衛隊の部隊等に対し、駆け付け警護を新たな任務として追加した。ただし、他国の軍隊の部隊に対する駆け付け警護は行わない。

宿営地の共同防衛は、いままではできなかったが可能になった。

2 南スーダンへの改正法適用の基本的問題点

南スーダンからは自衛隊は撤収して、駆け付け警護等の危険性が現実化することなく、事なきを得ているが、しかしそれは、新安保法制法による国連平和維持活動協力法改正法の実際の適用、それによる駆け付け警護の新任務の付与等により、現に自衛隊の部隊がそれをいつ実施することになるか分からず、その結果、敵対勢力との戦闘行為、自衛隊員又は敵対勢力の殺傷、そして武力の行使に至る危険に現実的に直面していた事実は、決して消えることはない。そしてこれらのことは、新安保法制法の制定による本件原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の侵害の内容を、具体的・現実的な事実をもって明らかにするものである。

停戦合意の存在を含むPKO参加5原則が維持されていれば、駆け付け警護等の新任務の実施が憲法9条に違反することはないというのが、政府の説明であったが、UNMISSのもとでに任務に就く自衛隊が、PKO参加5原則を堅持することは、そもそも困難である。

3 国連南スーダンPKO（UNMISS）

2011年7月8日の国連安保理決議1996号で、南スーダンの独立を受けた新たな国づくりを支援するために創設された。当初は長期的な国づくり支援を目的としており、紛争当事者が存在しないという前提でスタートした。ところが、2013年12月に勃発した内戦を受け、2014年5月27日、国連安保理は決議2155号で住民保護を筆頭任務とし、任務遂行のため、政府軍、反政府軍との戦闘をも想定するものとなった。

4 南スーダンPKOの経過の概要とその実態

南スーダンPKOに関連する主なできごとの経過概要は、別表のとおり

(1) 南スーダンにおける対立関係

2011年7月 スーダンから独立。

2013年7月 南スーダン政権与党内部で権力闘争

2013年12月 首都ジュバでキール大統領派とマシャール前副大統領派との間で大規模な武力衝突が発生。その後、内戦は瞬く間に南スーダン全土に広がり、死者数万人、人口の2割に当たる230万人が国内外の避難民となる。

2015年8月 停戦合意

2016年4月 暫定政府を樹立

(2) 2016年7月、首都ジュバで何が起きたか

2016年7月8日 戦闘再燃、300名以上の市民が死亡し、中国部隊要員2名が死亡し、外国人援助関係者が大統領派の兵士に集団レイプされる等の事態まで発展した

7月10日、11日 自衛隊の宿営地の隣にある建設中のビルで、銃撃戦が起きた。

日本政府は南スーダン全域を渡航禁止のレベル4に引き上げ、JICA関係者らに在留邦人40数名は国外退避した。しかし、菅官房長官は、7月11日に「(PKO派遣の)5原則が崩れたとは考えていない」と述べた。敗走したマシャール副大統領は、「和平合意は崩壊した」「ジュバを解放できるだけの十分な部隊を有している」「我々は攻撃されれば反撃する」などと述べて、武力でキール政権を攻撃する意欲を示している。

(3) 戦闘と人権侵害の実態

下記の3つの報告書は、7月8日から11日にかけての激しい戦闘と人権侵害の状況を

明らかにしている。日本政府は当然これらの報告書を把握しているはずである。それにもかかわらず、PKO参加5原則は維持されているとして、駆け付け警護の新任務を付与した。

ア 2016年10月25日 アムネスティインターナショナル報告書

イ 2016年11月1日 国連独立特別調査報告書

ウ 2017年1月 UNMISと国連高等人権弁務官事務所の共同レポート

(4) その後の推移と武力紛争の継続

ア ・2016年8月12日 決議2304号で、地域防護軍4000人を新たに派遣することを決定。交戦する権限、先制攻撃まで認めた。

・2016年9月 米国のパワー国連大使は「状況は予想以上に悪化している」と指摘

・2016年10月8日 首都ジュバに近い中央エクアトリア州でトラック4台が待ち伏せ攻撃を受け、市民21人が死亡する。同日稲田防衛大臣が首都ジュバを訪問し、「落ち着いているということを目で見る事ができた」とコメント

・10月14日 南スーダン政府軍のルアイ報道官は、反政府勢力との戦闘により、この1週間で、少なくともの双方で計60人が死亡したと述べる。

- ・2016年11月11日 国連のアダマ・ディエン事務総長特別顧問は、「政治的な対立で始まったものが完全な民族紛争になり得るものへと変質した」「民族間の憎悪が広がり、市民が標的にされるといったジェノサイドのすべての兆候が存在している」と述べ、懸念を表明。

イ 2017年3月17日 UNMISS事務総長特別代表のステートメント

ウ 現在、停戦合意は完全に崩壊しておることは国際社会において共通認識となっている。

5 PKO参加5原則とその破綻

政府は、新安保法制による国連平和維持活動協力法改正について、PKO参加5原則を堅持する限り、自衛隊が「駆け付け警護」などを行ったり、任務を遂行するための武器使用を認めたりしても、「国又は国に準ずる組織」が登場することはないから、憲法9条の武力の行使に当たることはないと説明をしている。しかしながら、国連PKOが変質し、今日の多くの国連PKOは、UNMISSを含め、住民保護という任務のためには、相手が「国又は国に準ずる組織」であっても武力行使の権限を認められているので、政府の説明は全く成り立たない。

6 駆け付け警護の危険な実態

2016年7月11日、南スーダン政府軍の兵士が、外国援助団体の滞在していたテラインホテルを襲撃し、現地職員1人を殺害したほか、女性を集団暴行するという事件が発生した。UNMISSは中国軍とエチオピア軍に出動を要請したが、両国軍は応じなかった。これは、まさに、駆け付け警護の事案であるが、いかに困難で危険な任務かということである。

7 宿营地共同防護の危険性と問題点

自衛隊がジュバでルワンダ軍などとともにする宿营地は幅2kmにも及ぶ広大な土地である。2kmも離れたルワンダ軍の部隊が攻撃されたからといって、ただちに自衛隊に危機が迫っているとはいえない。このような場合に共同防護を行えば、現地の武装集団を敵に回し、自衛隊員の身を危険にさらすことにもなりかねない。共同防護の他国の軍隊は、通常の軍隊のルールに従って反撃などを行うことになり、自衛隊は単独で行動しているときに比べ、より激しい武力衝突に巻き込まれることになりかねない。

8 まとめ

自衛隊の部隊が南スーダンにおいて駆け付け警護や宿营地共同防護を実施した場合、同国の情勢を踏まえれば、大統領派あるいは反大統領派の兵士らとの間で武力衝突に発展する可能性は極めて高く、それらは「国又は国に準ずる組織」との戦闘行為として、憲法9条の禁じる「武力の行使」に及ぶことになりかねない、極めて危険な事態に至る状況にあるのである。自衛隊の第11次隊が、内戦状態、戦争状態の中で活動し、駆け付け警護の任務も付与されていたという、武力の行使と隣り合わせで憲法9条が侵害された事実は、れっきとして残るし、私たちはこれを忘れてはいけない。そして、今後二度とこのようなことが繰り返されないようにしなければならないのである。

第4 南スーダンPKOにおける情報の隠蔽

1 現地の実態を報告した文書の隠蔽

南スーダン現地の自衛隊の部隊は、現地の状況について毎日「日々報告」を作成し、陸上自衛隊中央即応集団司令部にこれを報告し、中央即応集団司令部も「モーニングレポート」を作成して情報評価等を行っていた。しかし、2016年9月にジャーナリストからの情報開示請求を受けた防衛省は、同年12月に「廃棄した」として、一旦不開示と決定したが、2017年2月になって、統合幕僚幹部でデータが見つかったとして一転してこれを公表した。この文書には、2016年7月8日から11日までの政府軍と反政府軍との間の「激しい銃撃戦」「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」等、現地の生々しい状況が具体的に記載されていた。防衛大臣は、この記載について、法的な意味での「戦闘行為」ではなく「衝突」だと強弁した。上記公表前後に、陸上自衛隊内部でこれらデータ消去をするよう指示が出されていた。

2 本件の具体的経過

省略

3 開示された文書に書かれていたもの

「日々日報」と「モーニングレポート」の記載内容

自衛隊の部隊として「最悪のケースを想定した対応についても準備を検討する必要」と認識されていた。自衛隊及び隊員がいつ、その戦闘に巻き込まれてもおかしくない状況であり、そこは端的に「戦場」であったとあってよい。

4 情報秘匿、情報操作の問題の重大性

これらの資料を総理大臣、防衛大臣らは調査もせず、昨年11月15日に自衛隊の部隊等に駆け付け警護という危険な任務を付与する決定をしたのか、という疑問が生ずる。もしそうならば、それはあまりにも無責任だというほかはない。

情報の隠蔽というこの問題は、南スーダン問題に限らず、より普遍的かつ極めて重大な問題である。このような憲法9条をめぐる政府による情報秘匿、情報操作は、新安保法制による武力の行使ないしその危険と密接不可分な問題として、本件原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の侵害の一環をなす。

第5 米軍等の武器等防護とその違憲性

1 米軍等の武器等防護のための武器使用の規定等とその運用指針

(1) 自衛隊法95条の2

武器等防護を規定している。ここで「武器等」とは、「武器、弾薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料」をいう。

(2) 2014年7月閣議決定

攻撃・侵害を受ける米軍等の船舶・航空機を含む「武器等」の防護のために、自衛隊が武器の使用を行えるようにした。

(3) 日米新ガイドライン

2015年4月27日日米安全保障協議委員会において合意された日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)においても、武器等防護は項目を設けて位置づけられている。武器等防護は「アセットの防護」と称されている。

(4) 自衛隊法95条の2の運用指針

2016年12月22日に、国家安全保障会議で決定。

「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る主な活動として、①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動、③我が国の防衛に資するために必要な能力を向上させるための共同訓練を挙げている。

武器等防護をするかしないか及びその内容の国民への公表は、政府の判断に委ねられることになる。

2 米軍等の武器等防護の違憲性

(1) 自衛隊の武器等防護(自衛隊法95条)の趣旨

「わが国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため」、武器等の退避によっても防護が不可能であること(事前回避義務)、武器等が破壊されたり相手が逃走した場合には武器使用ができなくなる(事後追撃禁止)など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許される。(1999年4月23日付政府統一見解)

(2) 自衛隊法95条の2の違憲性

- ア 「…事前の回避義務、それから事後追撃禁止の条件を米軍自体に約束させるという前提でなければ、自衛隊、自衛官による防護は、容易に違憲の武力行使に至るおそれがあると考えます。」(宮崎礼壹元内閣法制局長官 2015年6月22日衆議院平和安全法制特別委員会)
- イ 憲法上の問題が生じない武器の使用の類型としては、自然権的権利というべき自己保存のためのもの及び自衛隊法95条に規定するもの以外には考えにくい。(2003年6月13日衆議院外務防衛委員会 内閣法制局第二部長答弁)
- 武器等防護を『我が国の防衛力』ではない『アメリカの防衛力』を構成する物的手段を防護するために使えるようにするというのは、『我が国の防衛力』についての武器等防護すら論理がギリギリな中で、あまりにも無茶です。(水島朝穂『ライブ講義 徹底分析 集団的自衛権』)
- ウ 米軍との共同海上作戦における米韓防護について、『自衛艦が攻撃されていないにもかかわらず、個別的自衛権の適用を拡大して米韓を防護するという点については、国際法に適合した説明が困難』であり、集団的自衛権の行使として説明すべきとの結論を得た。(2008年6月24日 首相の私的諮問機関『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』)

『国際法違反の恐れがある』(2014年5月15日 報告書)

エ 実質的な集団的自衛権の行使になりかねない。その場合、日本は、閣議決定も総理大臣の防衛出動命令もなく、ましてや国会の承認などもないまま、戦争に突入する危険を否定できないのである。したがって、自衛隊法 95 条の 2 の規定は、憲法 9 条に違反するものといわざるをえない。

(3) 憲法違反の武力行使の危険性

「この規定の…防護の対象となる武器等としてまず考えられるのは、空母等の艦船や偵察機等の航空機であるが、このような武器を奪取したり、破壊したりする意思と能力を有する主体は、ふつうに考えれば国又は国に準ずる組織以外には想定されない。」「…自衛官の対処は、少なくとも外観上は、自衛隊と第三国の軍隊との間の武力衝突と映ることは避け難いし、実際にも戦争の発端となりかねないことにじゅうぶん留意する必要がある。」(坂田雅裕元内閣法制局長官 『憲法 9 条と安保法制』)

平時から有事に至るまで、アメリカの艦船を守るために、自衛隊は武力を行使しますよということです。まさにシームレスに戦闘に参加するということです。平時からアメリカの船を防護するために武器を使っていいよという法制によって他国軍隊並みの交戦規則を持つこととなります。それは、専守防衛を止めて、普通の軍隊になるということです。(柳澤協二 『新安保法制は日本をどこに導くか』)

3 米軍等の武器等防護規定の適用開始

(1) 米補給艦防護の経過

防衛大臣が、2017年5月1日から3日の間の、海上自衛隊の護衛艦 2 隻による米軍補給艦の武器等防護に係る警護を命じた。日本が米軍防護という立場で軍事的にコミットするものであった。これによって日本は、明確に、軍事的対立の当事者となった。

(2) 上記米韓防護の性格と今後の危険性

米国と北朝鮮の対立・緊張関係が高まる過程で、自衛隊が米軍、それも北朝鮮近海に向かうカールビンソン空母打撃群との共同訓練を繰り返し、北朝鮮に対して米軍とともに圧力を加え続け、その一環として米韓を防護するため自衛隊法 95 条の 2 が発動された。

新安保法制法及び新ガイドラインによって、日本は米軍の軍事戦略に深く組み込まれてしまったのであり、自衛隊法 95 条の 2 はそのことを象徴的に示すものである。憲法 9 条に違反して、自衛隊が米軍を支える「戦力」となり、武力の行使に至る危険が、ひしひしと迫っているといわざるをえない。

第 6 駆け付け警護等及び武器等防護による原告らの権利侵害

1 戦争当事国化の危険の現実化

(1) 駆け付け警護と宿営地共同防護及び武器等防護の規定及び適用は、憲法 9 条 1 項の禁止する「武力による威嚇及び武力の行使」に抵触し、そのような活動を行う実力組織である自衛隊が同条 2 項の「戦力」に該当する。

(2) 南スーダンでは、自衛隊に駆け付け警護や宿营地共同防護の任務が発生すれば、自衛隊を戦闘行為すなわち武力の行使の当事者にした。自衛隊員も、国民・市民も、その危険に現に晒された。

米国が北朝鮮との軍事的対立を深める状況の下での、米軍補給艦の武器等防護であった。日本はたちまち戦争に突入しかねないことになる。

(3) これらのケースでは、十分かつ正確な情報が、国民・市民に与えられていない。南スーダンでは、ジュバでの戦闘その他の実態が隠蔽されようとした。武器等防護の情報は、政府の自由裁量に委ねられるような仕組みになっている。

新安保法制の適用の最初から、このような政府の秘密主義が露呈しているのであり、極めて危険な事態である。戦前の「大本営発表」が繰り返されてはならない。

2 平和的生存権、人格権及び憲法改正決定権の侵害

(1) 日本が戦争当事者になれば、日本は相手国からの武力攻撃を受けることを、覚悟しなければならない。戦争とその被害への恐怖は、いまや現実のものになっている。戦争によって加害者となることは、人間の良心の根幹にかかわる。アジア太平洋戦争で日本は、アジア各国数千万人に対して、言語を絶する被害を与えた。

(2) 原告らは、日本が、そして自衛隊が、戦闘行為の当事者になりかねないこと自体で、自らの平和的生存権を深く侵害された。南スーダンの首都ジュバの戦闘とそれに臨場した自衛隊の部隊の置かれた状況によって、極めて現実的なものとして体感された。武器等防護の発動は、いつ米軍等を援助するための戦争に巻き込まれかねないかを、皮膚感覚をもって国民・市民に突きつけた。

(3) 南スーダンの武力紛争の生々しい現実を目の当たりにするとき、自衛隊員はもとより、その関係者の人格権侵害は著しい。二度と国家主義、軍国主義の価値が個人の尊厳の価値に優越するような国家と社会にしてはならないのである。北朝鮮を敵視しての米軍の武器等防護は、日本を北朝鮮にとっての敵国としかねないものであり、日本に対する武力攻撃に繋がる深刻な問題となっている。

(4) 新安保法制法は、現行憲法に反する内容を法律で規定してしまうことによって、憲法改正手続きを潜脱し、憲法改正を国会が発議するまでの民主主義的議論の機会、国民投票運動を経たうえでの国民投票の機会等により、自ら憲法改正の可否を決定する権利を侵害された。そして、新安保法制法の施行、適用、運用過程は、その憲法改正・決定権の侵害状態をさらに蹂躪し、既成事実化していく過程であった。駆け付け警護等の任務付与、米軍の武器等防護の実施は、継続的に憲法9条を蹂躪し続けるものであり、原告らの憲法改正・決定権を侵害し続けるものにほかならない。